

一者応札・応募に係る改善方策について

平成22年7月20日

日本司法支援センター

日本司法支援センターでは、随意契約等の適正化を図るため、種々の取組を実施しており、随意契約については、一般競争入札等の競争性のある契約方式への移行を推進してきたところである。

一方で、一般競争入札を実施した結果、一者応札となっている事例が発生しており、当センターとしても、こうした事態を回避し実質的な競争性を確保するため、以下のとおり改善方策を定めて取り組むこととする。

1 公告期間の十分な確保

現在、休日を含めて10日以上としている公告期間について、過去の入札等において一者応札・応募となった契約の類似案件、応札者が少数であると見込まれる案件等については、10営業日以上公告期間を確保する。

2 公告方法の検討

公告については、日本司法支援センターのホームページ及び当センターの入口に掲示することにより行っているが、より多くの者への公告案件を周知するための方法、入札等参加者をできる限り多く確保するための方策等を検討する。

また、ホームページに掲示する情報について、公告文に加えて、入札説明書、仕様書、契約書（案）及び入札書等の各種様式も併せて掲示することにより、入札説明会への出席等をしなくても競争に参加できるような措置を講ずることにより入札参加者の拡大を図る。

3 仕様書の見直し

契約に係る仕様書を作成する際には、以下の点に留意する。

- (1) 業務内容や業務量等の必要な情報を具体的に明示する。
- (2) 機種等を特定しない仕様条件とする。
- (3) 納期等は、履行期限を十分確保したものとする。

4 一者応札・応募案件の事後点検

一者応札・応募となった案件については、内容等の点検を行い、その結果をより競争性のある調達の実施に反映させる。また、入札等に参加しなかった業者に対し、事後に聞き取り調査等を行い、参加しなかった理由等を把握し、以後の入札等に反映させる。